

平成22年 2月22日
一部改正 平成23年 5月27日
一部改正 平成24年12月20日
一部改正 平成27年 5月 8日

埼玉県県北交通圏タクシー準特定地域協議会地域計画

1. タクシー事業の適正化・活性化の推進に関する基本的な方針

平成21年10月、「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する法律」の施行に伴い、特定地域の指定を受け、地域計画の作成、当地域計画の実施に係る連絡調整その他タクシー事業の適正化及び活性化に関する必要な協議を行うために当協議会が設置されたところであるが、地域計画の作成にあたっての「タクシーの公共交通機関としての役割・責務」「タクシー事業の現況」「取組みの方向性」は以下のとおりであり、当時の現状認識のもとに下記の基本方針が作成されたものである。

①埼玉県県北交通圏におけるタクシーの公共交通機関としての役割・責務

- ・タクシーは、全国で年間22億人（埼玉県では5,786万人）の輸送を担い、他の公共交通機関が始発から終電までに決められた路線での輸送を担っているのに対して、個々の利用客のニーズに合わせたドア・ツー・ドアの面的なサービスを提供する輸送機関としての特性がある。タクシーはどのような地域、どのような時間においても、その機能が必要とされる重要なサービスで、例えば、終電や終バスが終わった後の移手段、また、高齢者等の重要な移手段として、生活に欠かせない公共交通機関であり、今後も重要な役割を担うものである。
- ・さらに、タクシー事業に関しては公共交通機関として社会貢献、環境への取り組み、安全の確保、福祉、雇用責任等の社会的責任（CSR；Corporate Social Responsibility）活動の推進を求められている。タクシー事業者全体にわたってこうしたCSR活動を推進するという前提のもと、公共交通機関としての役割を十分に発揮できるものである。

②タクシー事業の現況

◇タクシー需要の減少

- ・埼玉県県北交通圏における法人タクシーの輸送人員は長期的な減少傾向にあり、規制緩和以前の平成13年度が年間355万人（1日当たり約9,700人）から平成20年度では年間313万人（1日当たり約8,600人）となり約12%減少している（埼玉乗協調べ）。特に平成20年秋以降の世界的経済危機も相まって、一般の利用客のみならず、経費圧縮を進める企業等のビジネス利用も減少しており、原価計算対象事業者9社の平成21年12

月1ヶ月間の輸送人員は8.8万人と平成20年12月1ヶ月の9.9万人に比べて11%も減少している。

- ・また、様々な輸送主体、形態による旅客輸送が社会の要請や利用者のニーズ等に応じて増加したことが、多少なりともタクシー事業に影響を与えたことも考えられる。

◇規制緩和によるタクシー事業者及び車両数の状況

- ・埼玉県県北交通圏におけるタクシー事業は、平成14年の「道路運送法及びタクシー業務適正化臨時措置法の一部を改正する法律」施行による需給調整規制撤廃等を契機に、新規参入事業者の増加及び同事業者による車両数の増加、さらに既存事業者の増車も行われてきた。平成20年から業界内で減車に向けた取組みが行われ、平成20年度には22両、平成21年度は9月30日までに12両が減車されているものの、平成14年3月末に比べ平成20年7月11日（特定特別監視地域における増車抑制措置を実施）では法人タクシー事業者数は25社から28社へと3社（約12%）増加、車両数は554両から569両へと15両（約3%）増加した。平成21年10月14日の第1回協議会において、関東運輸局から適正と考えられる車両数として3つのケース（実働率をそれぞれ90%、81%、80%としたときの車両数約400両、約450両、約450両）について示されているところであるが、平成21年9月30日現在の車両数（551両）とは大幅な差が認められるところである。

◇輸送実績の悪化

- ・このように、埼玉県県北交通圏では、供給されるタクシー車両数は若干増加した一方で、タクシー利用者が大幅に減少している結果、法人タクシー1両当たりの走行キロは平成13年度と比べ平成20年度では145.6kmから133.0kmへ、実車率は52.2%から49.9%へ、実働率は80.7%から75.6%へ、いずれも低下しており、タクシー1日1車当たりの運送収入（税込み、以下同じ）も25,382円から24,288円へと、これも約4.3%減少するという実態となっている（埼玉乗協調べ）。
- ・さらに、平成21年12月の実績では、実車率49.3%、実働率79.5%、1日1車当たりの運送収入は23,206円と輸送実績は一層悪化している。特に、実働1日1車当たりの運送収入は、18ヶ月連続で前年比割れの厳しい状況となっている（埼玉乗協調べ）。
- ・一方で、燃料（LPG）価格の高騰（平成13年53.51円/リットルから平成20年82.96円/リットル）（資源エネルギー庁調べ）や安全対策等への経費の増大等により、標準的なタクシー事業者の収支差比率は年々悪化しており（埼玉乗協調べ）、減益幅は拡大する傾向にある。このように事業経営は非常に厳しく、こうした状況が改善されなければ、タクシーの地域公共交通としての機能が一層低下することが懸念される。

◇運転者の労働条件の低下

- ・タクシー1両当たりの運送収入の減少は、歩合制賃金を主体とした賃金体系の中、運転者の賃金の低下を招き、埼玉県のタクシー運転者の平均年収は、バブル末期の平成4年までは埼

玉県全産業平均に比べ20%程度低い状態であったが、その後、その格差は年々拡がり、埼玉県全産業平均に比べ30～40%程度低い状態が長年にわたっている。（埼玉労働局調べ）平成19年12月には運転者の労働条件の向上等のために運賃改定を行ない効果として表れてきたが、需要の減少によって賃金水準が期待されたほどにはならず、現状の賃金水準では、働き盛りの年代の運転者の定着が難しい状況にもなっている。

◇長時間労働及び運転者の高齢化

- ・労働時間については、埼玉県のタクシー運転者は埼玉県全産業平均よりも長時間労働の傾向もみられる。また、若年層の就職先としての魅力の低下等も相まって、昭和53年には約50歳であった運転者の平均年齢が平成20年には59.1歳となるなど、運転者の高齢化も進み、65歳以上の高齢運転者も増加傾向にある（埼玉協調べ）。
- ・低賃金や長時間労働であるがために若年層の新規労働者の入職は減少しており、その確保が課題となっている。

◇需給バランスが崩れたことによるサービスの低下

- ・このような状況の中、一部では収入を増やそうとするため、短距離の運行をいやがる傾向から、短距離利用者への運転者の接客サービスが低下しているような指摘もある。

◇埼玉のタクシー業界の取組み

- ・タクシー業界では、これまでも、利用者の増加や利便性の向上を目指した各種の取組みや、経営効率化・合理化や安全性の維持・向上への取組みを推進してきた。
- ・埼玉県県北交通圏においては、無線タクシーのデジタル化の推進、低燃費LPGタクシー車両の導入、エコドライブなどによる環境問題への取組み、労働環境の向上（防犯対策の推進）、社会的要請の禁煙化の実現、身体障害者割引及び運転免許返納者割引の導入、便利タクシーの促進、タクシー子ども110番の導入、新型インフルエンザ対策、コンビニタクシー相互協力の協定、廃棄物不法投棄の情報提供に関する協定、優良運転者表彰制度など幅広い分野で様々な取組みを実施してきた。

◇まとめ

- ・上述のように、タクシー事業の直面する需要の低迷、供給の過剰、労働環境の悪化、サービスレベルの低下等の様々な問題があるなかで、公共交通機関としての役割を果たすために、タクシー業界としても多様な努力をしてきたところであり、さらに創意工夫の余地があるものと考えられるが、現状の経営環境下では、状況の抜本的な改善は難しいものと思われる。

③取組みの方向性

①②において分析した、タクシーの役割、現況、課題を踏まえ、以下の項目ごとに具体的な目標を設定する。

各目標の実現を図るため、各タクシー事業者は、不特定多数の需要者に対して安全・安心で良

質なサービスを提供する、公共交通機関としての自覚を持ち、社会的責務を果たすべく、積極的な取組みを進めるべきである。

また、タクシー事業者以外の関係者についても、各目標の実現に向け、タクシーが公共交通として機能しうる環境づくりを行う等、必要な協力を行うものとする。

協議会は、目標の達成状況について検証・評価を行うとともに、タクシー事業者等関係者に対し、目標達成のための事業の進捗を促す。また、協議会に参加していない関係者（構成員以外のタクシー事業者、鉄道事業者、道路管理者等）に対しても、地域計画に定める目標の実現に協力するよう要請することとする。

さらに協議会は、必要に応じて地域計画の見直しを行うものとする。

- ◇タクシーサービスの活性化と良質なサービスの提供
- ◇事業経営の活性化、効率化
- ◇タクシー運転者の労働条件の悪化の防止、改善・向上
- ◇安全性の維持・向上
- ◇観光立国実現に向けての取組み
- ◇環境問題への貢献
- ◇防災・防犯対策への貢献
- ◇地域公共交通としての役割の強化
- ◇総合交通ネットワークの一員としての機能の向上
- ◇過度な運賃競争への対策

2. タクシー事業の適正化・活性化実施3年間の状況

平成22年3月、本地域計画が策定され、同計画に基づきタクシー事業の適正化・活性化の推進に取り組んできており、タクシーを取り巻く現状は計画策定時と大きく変わるものではないが、予断を許さないものの、改善の傾向が見られている。タクシーを取り巻く3年間の状況は以下のとおりである。

◇タクシー需要の動向

- ・本地域計画策定後の埼玉県県北交通圏における法人タクシーの年間輸送人員は、平成21年度では274万人（1日当たり7,500人）、平成22年度では270万人（1日当たり7,400人）、平成23年度では261万人（1日当たり7,100人）となっている。本地域計画に沿って、適正化策、活性化策の実施に努めてきているが、輸送人員は減少傾向にあり、地域計画策定前の平成20年度の313万人（1日当たり8,600人）と比べ約16.6%減少している（埼玉協調べ）。
- ・もっとも、実働1日1車当たりの運送収入（税込み、以下同じ。）は、埼玉県B地区（県北交通圏・秩父交通圏）ではH19年夏のサブプライムローン問題、H20年秋のリーマンショックなどの影響を受けたが、H21年10月の特措法の施行後、減休車が本格的な実施されたH22年春以降底を打ち、東日本大震災の影響等により需要は一時的に落ち込んだが、以降は、前年同月を上回っており、予断を許さないものの、緩やかな回復基調にあるものと思われる。

◇特定地域指定後のタクシー事業者及び車両数の変動

- ・平成21年10月の「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する法律」の施行以降、本地域計画に定める「地域計画の目標」達成のため、特定事業の実施及びこれと相まって供給過剰状態の解消を図るための事業再構築（事業の譲渡譲受、供給輸送力の減少等経営の合理化に資する措置）を行ったところであり、本地域計画策定時の基準となった平成20年7月11日現在の事業者数・車両数26社572両（基準車両数）に対し、平成24年11月28日現在では394両となっており、車両数は約13.6%減少した。

◇利用者からの評価

- ・上記のように車両数は約13.6%減少したが、この取組によって利用者から「タクシーの不足」や「乗車しにくい」といった苦情は受けていない。これは、タクシーの輸送需要の長期にわたる低迷によるところが大きいものと推測される。今回の供給過剰状態の解消の取組によって、利用者の利便が阻害されるような状況には至っていない。

◇輸送実績の推移

- ・法人タクシーの輸送実績は、1両当たりの走行キロが平成21年度116.9km、平成22年度が119.8km、実車率が平成21年度49.0%、平成22年度48.8%、実働率が平成21年度77.8%、平成22年度77.5%、実働1日1車当たりの運送収入が平成21年度21,062円、平成22年度21,395円となっており、平成20年度の1両当たりの走行キロ133.0km、実車率49.9%、実働率75.6%、1日1

車当たりの運送収入24,288円に対し、実働率を除きさらに落ち込んでいたが、平成23年度においては1両当たりの走行キロ120.8km、実車率48.7%、実働率76.3%、1日1車当たりの運送収入21,545円と回復してきている（埼玉協調べ）。

- ・また、燃料（LPG）価格の高騰（平成13年53.51円/リットルから平成20年82.96円/リットル）や安全対策等への経費の増大等により、本地域計画策定時は事業者の収支が悪化する傾向にあったが、こうした状況が改善されなければ、タクシーの地域公共交通としての機能が一層低下することが懸念されていた。
- ・しかしながら、平成23年度においても燃料価格は高止まり（平成23年71.26円/リットル）（資源エネルギー庁調べ）しているものの、実働1日1車当たりの運送収入が底を打ち回復傾向にあることや、各事業者が特定事業の実施により経営効率化に努めたこと等により、多少改善の傾向がみられ、現在において地域公共交通としての機能を果たしている。

◇運転者の労働条件の改善状況及び高齢化の状況

- ・タクシー1両当たりの運送収入の減少は、歩合制賃金を主体とした賃金体系の中、運転者の賃金の低下をまねき、埼玉県タクシー運転者の平均年収は、平成20年の354万円（税・社会保険料等控除前の金額）から平成21年は288万円、平成22年には338万円、平成23年には290万円であるが、埼玉県全産業平均との格差は平成21年に227万円にまで拡大した（賃金構造基本統計調査）。その後は事業再構築などの取組みにより、格差は平成22年が179万円、平成23年には214万円に縮小傾向を示している。
- ・労働時間については、埼玉県のタクシー運転者と埼玉県全産業平均との差が、平成21年は96時間あったものの、平成22年には逆に108時間少なく、平成23年にも36時間（賃金構造基本統計調査）となっている。一方で、平成23年度の運転者の平均年齢は60.0歳と、平成20年度の59.1歳より高齢化が進んでいる状況にある。（埼玉協調べ）
- ・一方で、平成23年度の運転者の平均年齢は57.3歳（埼玉協調べ）と、平成20年度の58.1歳より高齢化が進んでいる状況にある。

◇需給バランスが崩れたことによる社会的影響・公共交通としての機能

- ・低賃金、長時間労働の状況が見られ、収入を増やそうとするために無理な運転を行うことなどにより交通事故件数（第一当事者）が増加しているとの指摘については、タクシーが第一当事者となる人身事故件数が平成20年626件、平成21年558件と減少傾向であったが、平成22年は582件となったものの、直近の平成23年度には再び減少傾向を示し577件となった。なお、死者数は平成22年の1名であり、平成23年においても1名となっている。（埼玉県警調べ）
- ・埼玉県タクシー協会とりまとめによる県北交通圏の接客態度不良等の苦情件数は、平成20年度の4件に対し、平成21年度は8件、平成22年度は8件、平成23年度には、12件となっている。
- ・また、繁華街などでの夜間のタクシー集中による交通問題については、未だ解決したとはいえない状況である。

◇埼玉県県北交通圏のタクシー業界及び関係者のこれまでの3年間の主な取組み

- ・タクシー事業者は、供給過剰状態の解消に向けて事業再構築に取り組むとともに、本地域計画の目標達成に向けて地域計画に掲げられた特定事業の実施を図った。
- ・さらに、事業者団体においても各事業者による取組みと併せて業界全体での組織的な取組みを推進してきた。
- ・タクシー事業者、事業者団体及び関係者の地域計画の目標に対応した主な取組みは、以下のとおりである。

◇3年間の取組みのまとめ

- ・以上のとおり、タクシーが公共交通機関として健全に機能していくことを目標として、各タクシー事業者は、本地域計画に基づく特定事業等の実施及びこれと相まって行う供給輸送力の削減（事業再構築）に取り組んできた。
- ・さらに、事業者団体及び関係者によって、上述の「これまでの3年間の主な取組み」において記載した各施策が実施され、タクシーが抱える諸問題の解決に向け一定の進捗が図られた。
- ・適正と考えられる車両数と現有供給輸送力の乖離についても、平成24年11月28日現在の車両数は基準車両数572両から約13.6ポイント減少し572両となっているが、適正と考えられる車両数（400両から450両）との乖離は未だ大きい状況である。
- ・しかしながら、こうした取組みによっても経営基盤や労働条件の十分な改善はされていない。タクシーが公共交通機関としての機能を十分に発揮できるよう引き続き取組みを推進していくことが求められており、平成24年9月28日付けで特定地域の指定を再度受けた。

3. 地域計画の目標

タクシーが引き続き地域公共交通機関としての機能を十分に発揮できるよう取り組むことが重要であることから、2.のタクシー事業を取り巻く現状を踏まえ、関係者は、今般の再指定にあたり、タクシーを取り巻く現状について再度確認を行い、地域において地域公共交通としての機能を十分に発揮できるよう事業の活性化・効率化を目指す必要があると考えられる。

特にタクシー事業者においては、経営基盤の強化・労働条件の向上等を目指し、タクシー事業の活性化・効率化を図る観点から、更なる事業再構築（減休車等）を検討することが重要である。

また、タクシー事業の活性化の推進については、現在の取組の深度化、また未実施の活性化方策の実施について推進することが重要である。

今後、このような取組の更なる推進により、タクシー事業が地域公共交通として、地域の信頼を獲得することが大いに期待される。

①タクシーサービスの活性化と良質なサービスの提供

- ・タクシーに求められるサービスは、公共交通機関としての社会的責務を果たすために「安全・安心で良質なサービスの提供」を遂行することである。そこで、サービスレベルの向上を目指し、利用者の満足度を高めることを目標とする。
- ・そのためには、タクシー事業者間での適切な連携を図り、共同事業などによりタクシー業界のサービスレベルの向上を目指した活性化方策を実施するものとする。
- ・特に新たな需要の喚起については、高齢化社会において今後も急速な高齢化の進展が予想される中、個人需要の掘り起こしに向けた取組みや、拡がりをもせる交通空白地帯の利用者の細かな需要に対応する取組み等を行いサービスの活性化を図るものとする。
- ・具体策として、バリアフリー対応の教育制度の導入など、また事業者団体が主体となりユニバーサルドライバー研修の実施など、バリアフリー法の趣旨を尊重し、その実現に向けた取り組みや、地域の公共交通の課題等について地方公共団体等関係者からの情報を得ながら地域住民の需要を把握しタクシーサービスの向上に努める。

②事業経営の活性化、効率化

- ・タクシー事業者が健全な経営環境の中で適正な競争を行った結果、安全・安心の確保を前提に、タクシー運転者に適正な労働条件を提供でき、公共交通機関として社会的な責任を果たし、且つ新たなサービス等への投資も可能とするための適正利潤も確保できる体制を目指すものとする。
- ・タクシー事業はコンプライアンスに基づいた事業経営を遂行しつつ、さらに車両や運転者の適切な管理・運用を図るために各社での自助努力を求めるとともに、業界としてもそれを支援する取組みを実施するものとする。
- ・具体的には、車両費用の削減、あるいは部品や燃料などの共同購入を推進することで経費

の圧縮に努める。

③タクシー運転者の労働条件の悪化の防止、改善・向上

- ・タクシー運転者の労働条件の悪化を防止し、法定労働条件の遵守はもとより、賃金、労働時間等の労働条件の改善・向上を目指し、具体的には、賃金面や労働時間面で他産業平均賃金や他産業平均労働時間との格差を可能な限り縮めることを目標とする。
- ・これらの目標に向けて努力していく過程において、有能な人材の確保が可能となることで、安全・安心で良質なサービスの提供につながっていくこととなる。

④安全性の維持・向上

- ・公共交通機関として「安全・安心で良質なサービスの提供」を行うためには、安全性の維持・向上について不断の努力を行うことで社会的な信頼をますます向上していく必要がある。また、安全・安心はタクシーサービスの根幹であり、これを担うのが運転者である。運転者のレベルアップを図るため各種の研修会を実施するとともに、協会、会社をあげて安全・安心のサービスが提供できる体制等を整備する必要がある。
- ・さらに国土交通省の「事業用自動車総合安全プラン2009」における事故削減のための対策に着実に取り組みつつ、今後10年間で死者数、人身事故件数をともに半減することを目標とする。また、法令による義務付け対象事業者となっていないタクシー車両数300両未満の事業者にあっても、運輸安全マネジメントの積極的な導入により安全管理体制の強化に努めるものとする。

⑤観光立国実現に向けての取組み

- ・タクシーは個別輸送機関であり、駅等から地理不案内な旅客を目的地までの確に案内することができ、旅行者の荷物の負担を軽減でき、必要に応じて観光スポット、飲食スポットに関する情報提供や乗客のエスコートもすることができる。このような特性を生かして、特に高齢者や外国人の旅行者には大きな利便を提供することが可能である。
- ・官民あげて、訪日外国人旅行者数を2020年初めまでに2,500万人とすることを念頭に2016年までに1,800万人にすることを目標とする「観光立国」実現を目指す施策が展開される中、地域の観光振興と連携した取組みを検討し、タクシーサービスとして快適なサービスの提供を目指す等機能の向上が必要である。
- ・また、国内観光の振興については、現在、中央・地方一体となり、官民あげて取り組んでいるところであり、関東ブロックにおいても官民の幅広い関係者が一堂に会して、意見交換や情報交換ができるような場を設置し、取り組んでいるところである。
- ・タクシーは、埼玉の観光を支え、さらに、国内外の旅客に対して、その特性に応じた、十分なサービスを提供するためには、タクシー運転者のサービスレベルの向上、観光タクシーの取組み、乗り場の工夫等サービスの充実を図ることが必要である。

⑥環境問題への貢献

- ・政府は、温室効果ガスの削減目標について、1990年比で2020年までにCO2排出量を25%削減することを目指すことを表明している。こうしたことから、実車率の向上対策や、効率的配車による無駄な走行の削減、環境対応車の積極的な導入、エコドライブの実践等により、政府目標の達成に貢献するよう取り組むこととする。

⑦防災・防犯対策への貢献

- ・地域を広範に走行しているタクシーの特性を活かし、地震等災害対策及び防犯等治安維持への協力により、社会的貢献を促進する。
- ・具体的には、災害発生時に災害場所の通報を行う協定や「防災レポートタクシー」の取組みなど自治体や消防等との締結等にさらに取組み、防災対策を推進する。
- ・特に震災対策については、平成23年3月11日に発生した東日本大震災によって、帰宅困難者による混乱等が生じたことを踏まえ、国、県、市町村において検討されている災害対策に協力するとともに、タクシー業界においても災害発生時における安全輸送を図るための対策についてルール作りを進める必要がある。
- ・また、子供達の安全確保に資する「子供の安全を見守るタクシー」へのさらなる取組みなどにより、防犯対策を推進する。

⑧地域公共交通としての役割の強化

- ・地域ごとの状況を鑑みた地域社会密着型サービスを提供することで、地域公共交通としての役割を一層強化する。
- ・乗合タクシーやデマンドタクシーの運行など、地域の要請に対して積極的に対応する。

⑨総合交通ネットワークの一員としての機能の向上

- ・各自治体では、通常、都市計画のなかに市民の交通手段としてバス、鉄道等公共交通に関し位置づけているところであるが、タクシーに関しては、その対象となっているケースは極めて少ないのが現状である。
- ・しかしながら、高齢化を支え子育て世代を支援しうる機能を有し、鉄道等他の地域公共交通とのネットワークの一部であるタクシーに関して、各自治体における認識を高め、都市計画に位置づけられるようタクシーに関わる業界、行政などの関係者は、関係自治体に対し、協議、働きかけを進めることとする。

⑩過度な運賃競争への対策

- ・過度な運賃競争への対応については、交通政策審議会及び同答申に基づき設置された運賃制度研究会でも検討された経緯があり、それらの報告書等を踏まえ適切に対応する。

◇以上の目標の達成に必要な供給過剰状態の解消

- ・現在の諸問題の根幹として、タクシーの供給車両に対して輸送需要が低迷していることは否めない。県北交通圏の10月14日の第1回協議会において関東運輸局が公表した適正と考えられる車両数は、3つのケースの実働率により、約400両（実働率90%）、約450両（同81%）、約450両（同80%）であり、これに基づくと20年7.11通達（特定特別監視地域における増車抑制措置を実施）における基準車両数から21年9月30日まで22両の減車により同日現在の車両数は551両となっているが、80%の実働率（450両）と比較しても22%ほど多くなっている。したがって、関係者は諸般のタクシー問題の改善に向け、輸送需要の開拓を行うとともに、この供給過剰な状態の解消に努める必要があると考えられる。
- ・この取組みで、日車営収の増加による経営環境の改善により労働条件の改善が図られ、労働者の質の向上や新たなサービスの質の改善が図られること、また、投資余力の発生による新たな顧客サービス改善や新たな需要開拓等につながるなど、タクシーが県北地域において公共交通機関としての機能を向上させる効果が期待される。
- ・ただしその際には、不当にタクシー運転者が職を失うことや、安定供給など公共交通機関としての機能の低下につながらないことにも留意する必要がある。

4. 改正タクシー特措法施行後の地域計画の目標

平成26年1月27日付けで特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法の一部を改正する法律が施行されたことを踏まえ、目標の一部を見直す。

- ・関係者の継続的な取り組みにより、「3. 地域計画の目標」を更に深度化させていくことが活性化を推進していくためには、必要不可欠である。
- ・特に「⑤観光立国実現に向けての取組み」では、平成26年6月に観光立国推進閣僚会議がとりまとめた「観光立国実現に向けたアクション・プログラム2014」において、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催に向けて、訪日外国人旅行者数2000万人の高みを目指すとしており、今後、益々訪日外国人旅行者の増加が見込まれている。
- ・当県においても、多くの来訪者が見込まれることから、こうした絶好の機会を捉え、関係者、特に事業者及び事業者団体は、2020年に向けて、外国人旅行者に対する利便性向上のための対策を講じていくことが重要である。
- ・また、最近のタクシー業界を取り巻く状況としては、運転者確保問題による実働率の低下が顕著に見受けられている。国土交通省においても自動車局内にプロジェクトチームを設け、「自動車運送事業等における労働力確保対策について」等の検討がなされ、平成26年7月にとりまとめられたところであり、新卒者や女性の積極的な雇用を図るため、労働環境の改善、女性が働きやすい職場環境の整備など新たな取り組みの推進により各事業者の車両数に応じた適切な運転者の確保が図られるとともに、タクシー運転者が魅力ある職業になることが望まれる。
- ・さらに平成27年1月23日に一部改正された「準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化の推進のために監督上必要とされる措置等の実施について」に基づき、平成27年1月27日には、関東運輸局から埼玉県県北交通圏の新たに適正と考えられる車両数が公表されたところである。
- ・この公表によると適正と考えられる車両数の上限値については、実働率80%又は平成13年度値のいずれか低い数値、下限値については、実働率90%又は平成13年度値のいずれか高い数値により、420両（実働率80%）、373両（実働率90%）が示されたところである。
- ・これに基づき平成27年3月末の車両数431両からすると実働率（80%、90%）により算定した適正と考えられる車両数に対して、それぞれ2.6%、13.5%の乖離があり、上限値と比べても11両の差が認められ、各事業者においては、本協議会等における今後の適正化のあり方についての議論を踏まえ、各社が自らの判断で適正化の取組みを推進していく必要がある。また、関係者は更なる活性化に向け、積極的に取り組むことが重要である。

5. 地域計画の目標を達成するために行う活性化事業その他の事業及びその実施主体に関する事項

3. 及び4. に掲げた目標を達成、実現するために、タクシー事業者が主体となって取り組むべき活性化事業及びその他関係者が取り組むその他の事業に関する各項目を、以下に列記する。

活性化事業計画に関しては、当該地域計画の作成に係る合意をした協議会の構成員であるタクシー事業者が、単独又は共同して行おうとする活性化事業を以下の各項目から積極的になるべく多く選択し、記載された実施期間内に取り組むものとする。

その他の事業に関しては、それぞれ実施主体とされた者が実施時期を勘案し、事業を行うものとする。

また、活性化事業がより多くの事業者によって取り組まれ、目標の早期達成を図るため、積極的に取り組むタクシー事業者を支援する方策を関係者で検討することが必要である。

実施時期としては短期・中期としているが、短期については1年以内、中期については指定期間内を目安として取り組むこととする。

①タクシーサービスの活性化と良質なサービスの提供

【活性化事業】

○サービス向上のための教育・研修の充実

実施主体：タクシー事業者、法人協会

実施時期：短期

○地理教育の徹底

実施主体：タクシー事業者

実施時期：短期

○短距離、ワンメーターを歓迎する運転者教育及び気軽な利用を呼びかける利用者へのPR

実施主体：タクシー事業者、法人協会

実施時期：短期

○デジタル式GPS-AVMの導入とそれを活用した効率的配車

実施主体：タクシー事業者

実施時期：中期

○電子マネー、クレジットカード、ICカード決済器の導入

実施主体：タクシー事業者

実施時期：中期

○早朝予約の積極受注の推進

実施主体：タクシー事業者

実施時期：短期

○ETCの導入

実施主体：タクシー事業者

実施時期：短期

○カーナビの導入

実施主体：タクシー事業者

実施時期：短期・中期

○自社乗り場の設置・運営

実施主体：タクシー事業者

実施時期：短期・中期

○福祉タクシーの運行

実施主体：タクシー事業者

実施時期：短期・中期

○介護タクシーの運行

実施主体：タクシー事業者

実施時期：短期・中期

○子育て支援タクシーの運行

実施主体：タクシー事業者

実施時期：短期・中期

○主要なタクシー乗り場等の街頭指導の推進

実施主体：タクシー事業者、法人協会

実施時期：短期

○タクシー乗り場及び周辺における美化の推進

実施主体：タクシー事業者、法人協会

実施時期：短期

○高齢者運転免許返納割引制度の拡大

実施主体：タクシー事業者

実施時期：中期

○事業者における自社WEBサイトの開設

実施主体：タクシー事業者

実施時期：短期

○県警・警察署及び法人協会への優良運転者推薦制度の促進

実施主体：タクシー事業者、法人協会

実施時期：短期

【その他の事業】

○駅前等における乗り場（上屋付き乗り場、バリアフリー乗り場等）の利便性向上の検討

実施主体等：法人協会、自治体、鉄道事業者

実施時期：中期

○タクシー利用者に対するアンケート調査の充実

実施主体等：法人協会

実施時期：短期・中期

②事業経営の活性化、効率化

【活性化事業】

- デジタル式GPS-AVMの導入とそれを活用した効率的配車（再掲）

実施主体：タクシー事業者

実施時期：短期・中期

- 車両費用等の削減

実施主体：タクシー事業者

実施時期：短期

- 部品や燃料などの共同購入を推進することによる経費の圧縮

実施主体：タクシー事業者

実施時期：短期

- チケットの規格統一化

実施主体：タクシー事業者

実施時期：中期

【その他の事業】

- ニューサービスに関する要望受付窓口の設置

実施主体等：法人協会

実施時期：短期

③タクシー運転者の労働条件の悪化の防止、改善・向上

【活性化事業】

- 賃金制度・乗務員負担制度の見直しの取組み

実施主体：タクシー事業者

実施時期：中期

- 運行計画の徹底による労働時間の適正管理

実施主体：タクシー事業者

実施時期：短期・中期

- 嘱託・定時制運転者の上限年齢制の導入

実施主体：タクシー事業者

実施時期：短期・中期

- 若年労働者の積極的な雇用の促進

実施主体：タクシー事業者

実施時期：短期・中期

- 健康診断の充実

実施主体：タクシー事業者

実施時期：短期

○女性が働きやすい職場環境の整備

実施主体：タクシー事業者

実施時期：中期

○防犯訓練の実施

実施主体：タクシー事業者

実施時期：短期

○防犯カメラの導入

実施主体：タクシー事業者

実施時期：短期・中期

○防犯仕切版の導入

実施主体：タクシー事業者

実施時期：短期

○洗車機の導入

実施主体：タクシー事業者

実施時期：中期

④安全性の維持・向上

【活性化事業】

○映像記録型ドライブレコーダーの導入

実施主体：タクシー事業者

実施時期：短期・中期

○ドライブレコーダー等を活用した事故防止教育の実施

実施主体：タクシー事業者

実施時期：短期・中期

○デジタル式タコグラフの導入

実施主体：タクシー事業者

実施時期：短期・中期

○運輸安全マネジメント講習の受講

実施主体：タクシー事業者

実施時期：短期

○安全運転講習会の受講

実施主体：タクシー事業者

実施時期：短期

○交通事故ゼロ運動等の実施

実施主体：タクシー事業者

実施時期：短期

○セーフティードライバーコンテストの参加

実施主体：タクシー事業者

実施時期：短期

○事故防止コンテストの導入

実施主体：タクシー事業者、法人協会

実施時期：短期

⑤観光立国実現に向けての取組み

【活性化事業】

○観光タクシーの運行の取組み

実施主体：タクシー事業者

実施時期：中期

○観光タクシー乗務員講習会の実施の取組み

実施主体：タクシー事業者

実施時期：中期

【その他の事業】

○観光施設等における観光タクシー待機場所等に係る検討

実施主体等：法人協会、自治体

実施時期：中期

○地域の観光振興に関する取組みへの積極的な参加

実施主体等：法人協会、タクシー事業者、自治体

実施時期：短期・中期

⑥環境問題への貢献

【活性化事業】

○ハイブリッド車、EV車等低公害車の導入促進

実施主体：タクシー事業者

実施時期：短期、中期

○アイドリングストップ車の導入

実施主体：タクシー事業者

実施時期：短期、中期

○後付アイドリングストップ装置の導入

実施主体：タクシー事業者

実施時期：短期

○アイドリングストップ運動の推進

実施主体：タクシー事業者

実施時期：短期

⑦防災・防犯対策への貢献

【活性化事業】

- 地域における治安維持への協力
実施主体：タクシー事業者
実施時期：短期・中期
- 地域における防災への協力
実施主体：タクシー事業者
実施時期：短期・中期
- 地域における防犯への協力
実施主体：タクシー事業者
実施時期：短期・中期
- 子供の安全を見守るタクシーへの協力
実施主体：タクシー事業者
実施時期：短期
- 救援タクシーの促進
実施主体：タクシー事業者、法人協会
実施時期：短期

⑧地域公共交通としての役割の強化

【活性化事業】

- 地域公共交通会議への積極的な参画
実施主体：タクシー事業者
実施時期：短期
- 交通問題や公共交通の整備、環境、防災問題等に関する協議会への参加
実施主体：タクシー事業者
実施時期：短期

【その他の事業】

- 都市計画・交通計画における公共交通機関としてのタクシーの役割の位置づけに関する自治体との協議の推進
実施主体等：法人協会、運輸支局
実施時期：中期
- 乗合タクシーやデマンドタクシーの運行の検討
実施主体等：タクシー事業者、自治体
実施時期：短期

⑨総合交通ネットワークの一員としての機能の向上

【活性化事業】

- Suica、Pasmo等 I Cカードの利用可能なタクシーの拡大による他の交通機関との連携
実施主体：タクシー事業者
実施時期：中期
- 輸送障害時における代替輸送の連携強化
実施主体：タクシー事業者
実施時期：短期

【その他の事業】

- 地方自治体主体の運行による他の交通機関との連携による新たなサービスの創出
実施主体等：タクシー事業者、法人協会、自治体
実施時期：中期
- 地域公共交通としての機能向上のための話し合いの場の設置
実施主体等：タクシー事業者、法人協会、運輸支局、自治体、バス事業者
実施時期：中期
- ターミナル駅等におけるタクシー乗り場への誘導案内表示の充実
実施主体等：法人協会、鉄道事業者
実施時期：中期
- 都市計画・交通計画における公共交通機関としてのタクシーの役割の位置づけに関する自治体との協議の推進（再掲）
実施主体等：法人協会、運輸支局
実施時期：中期

(注) その他の事業における「実施主体等」とは実施主体ならびに協力者を意味し、協力者とは事業の実施を支援する立場の者を指す。これらの具体的な分担に関しては個別の事案ごとに協議するものとする。

◇活性化事業計画を進めるに当たって留意すべき事項

これまでの分析から明らかなように、タクシーが公共交通として健全に機能し、3. 及び4. に掲げた各目標を着実に実現させるためには、諸問題の根幹にある需給のアンバランスの解消、つまり供給過剰状態を解消することが必要である。

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法では、活性化事業計画には、活性化事業と相まって事業再構築（事業の譲渡又は譲受け、法人の合併又は分割、事業の供給輸送力の削減、事業用自動車の使用の停止）について定めることができると規定されている。また、同法に基づく基本方針には「事業再構築は、準特定地域計画に位置付けられた活性化事業の実施と相まってタクシー事業

の活性化の推進に資するものであり、活性化事業の効果を高めるのに有効であると判断される場合には、タクシー事業者は積極的に事業再構築に取り組むことが望ましい。特に、地域におけるタクシーの需給バランスを改善するためには、需要の減少に歯止めをかけ、あるいは新たな需要を開拓するのみならず、供給輸送力を減少させることも必要である。このため、適正な競争が確保されること及び利用者の利益が損なわれないことを前提として、本法の枠組みも最大限に活用しつつ、単独又は複数のタクシー事業者による自主的かつ協調的な減車や休車を推進することが期待される。」と示されているところである。

以上の趣旨を踏まえて、タクシー事業者は積極的に活性化事業計画と相まった事業再構築についても検討し、活性化事業を進めることが必要不可欠である。

なお、活性化事業計画がタクシー事業者によって取り組まれ、埼玉県県北交通圏のタクシー市場が適正化されるためには、タクシー事業者の経営行動に影響を与え得る主体（行政、自治体、公共施設管理者等）の協力が不可欠である。これらの主体が本地域計画の趣旨を十分理解し必要な行動を実施することについて、本協議会は協力を要請するものである。

以上